

## 江戸川区検査書類限定型工事 実施要領（試行版）

### 1. 目的

「検査書類限定型工事」は、検査時（完了・中間・既済部分・一部しゅん工）を対象に、検査に必要な書類を限定し、監督員と検査員の重複確認を避け、検査時間の短縮及び効率化を図るものである。

### 2. 対象工事

令和6年10月1日以降に土木部保全課が発注する工事で、業種が「道路舗装工事」の案件について、発注者が指定のうえ実施できるものとする。なお、以下の工事については対象外とする。

- ・低入札価格調査対象工事
- ・施工中、工事主管課から改善指示書又は改善命令書が発出された工事
- ・江戸川区発注工事で前年度の工事成績評定点が65点未満の業者が受注した工事

### 3. 実施内容

検査員は検査時に下記の8種類に限定して書類検査を行う。

施工計画書	協議書
施工体制台帳及び施工体系図	出来形管理 記録の報告書
承諾申請書	品質管理 記録の報告書
監督員資料提出届	工事記録写真帳

- 1.上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督員に提出した資料をとりまとめたものとする。
- 2.上記書類の他、監督員は工事主管課で保管している「工事原議」を用意する。
- 3.監督員は「施工プロセスのチェックリスト」、「施工過程チェックリスト」及び「検査受検前チェックリスト」を入力の上、検査時に検査員へ提出する。
- 4.受注者が改善報告書を提出した場合は、検査書類に含める。
- 5.別途、現場検査用に検査図を用意する。

### 4. 実施方法

検査書類限定型工事を実施する場合、特記仕様書に対象工事である旨を記載する。

特別な事由がある場合は、検査日前に追加書類の提出を監督員を通じて受注者に連絡する。

### 5. 付則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。